

平成26年第2回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月28日(金)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	6
・議案第24号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	12
・議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第26号 平成26年度皆野町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	21
・議案第27号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	21
・議案第28号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議決事件の字句及び数字等の整理	22
○閉会について	23
○閉 会	23

○ 招 集 告 示

皆野町告示第84号

平成26年第2回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月25日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 平成26年11月28日

2 場 所 皆野町議会議場

- 3 付議事件
- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 平成26年度皆野町一般会計補正予算(第3号)
 - (4) 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - (5) 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成26年第2回皆野町議会臨時会

平成26年11月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第24号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時09分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
教育長	山口喜一郎	総務課長	川田稔久
町民生活課長	四方田勝吉	健康福祉課長	浅見広行

事務局職員出席者

参事兼事務局長	吉橋守夫	書記	山田 巖
---------	------	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時09分)

- 議長(四方田 実議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成26年第2回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長(四方田 実議員) 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長(四方田 実議員) 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第2回皆野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、ご多用の折にもかかわらず全員のご出席をいただき開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本臨時会の提出議案は、議案第24号から28号までの5議案であります。国の人事院勧告に準じて町職員の給与改定を行うとともに、町議会議員及び町特別職の期末手当の改定を行うものであります。あわせて給与改定に伴う人件費、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙経費の補正予算を行うものであります。いずれも12月早々に対応する必要がありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

- 議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

- 議長(四方田 実議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 新井康夫 議員

8番 大野喜明議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第24号から議案第28号までの5件でございます。議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第4、議案第24号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

平成26年度人事院勧告に基づき皆野町一般職員の給与改定を実施することに伴い、議会議員、町長及び副町長、教育長の期末手当の支給割合を同率に引き上げるため、提案するものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第24号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

1 枚めくっていただき、改正条例をごらんください。初めに、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。現行の期末手当の支給率は、6月及び12月、合わせて「100分の395」、支給月数で3.95月分であります。これを一般職の給与改定を実施することに伴い、同率の「100分の15」引き上げて、6月、12月合わせて100分の410、支給月数で4.10月分とするため、改定を行うものです。

第1条についてご説明いたします。第1条は、本年支給する期末手当の支給率を改定するものです。6月の期末手当は既に支給済みでありますので、第5条第2項中の12月の期末手当の支給率、現行「100分の205」を「100分の15」引き上げ「100分の220」に改め、6月、12月合わせて「100分の410」、支給月数で4.10月分とするものです。

次に、第2条について説明いたします。第2条は、「100分の15」の引き上げ分を来年平成27年度以降については、6月及び12月で「100分の7.5」ずつ調整し、第5条第2項中の6月の支給率、現行「100分の190」を「100分の197.5」に、第1条で改正をいたしました12月の支給率「100分の220」を「100分の212.5」に改め、6月、12月合わせて「100分の410」、支給月数で4.10月分とするものです。

次に、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、ただいま説明をいたしました議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同内容の改正を行うものです。

附則で、本条例は、公布の日から施行し、平成27年以降の支給について規定した第2条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 議案第24号ということで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてと、こういう件名になっているかと思うのですが、改正条例の第3条と第4条につきましては、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、そして条例第5条と第6条につきましては、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正という内容であろうと思います。今申し上げましたそれぞれの個別の条例で規定しているにもかかわらず、議案の件名が議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正の一括提案というふうに捉えられるのですが、これだというと、付議事件の一覧表なり、また会議録等においても、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正なり、また教育委員会教育長の条例の改正ということでは、どこにも出てこないのです。

それで、今から9年前になるのですが、平成17年の第3回の臨時会、ここでも私のほうで質問をしておりますし、また同僚議員からも、そのとき、それぞれの条例があるのだから、その条例ごとに改正できるように議案として提案をしてもらいたいと、そういった要望がこのとき出されているかというふうに思います。その後、平成21年の第2回の臨時会、そして平成22年の第2回の臨時会では、それぞれ条例ごとに議案が提案されてきております。今回、9年前に戻ってしまって9年前と同様な件名での提案になっているわけなのですが、その理由と、また今後の議案の提案の仕方、これについてひとつ。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

条例を改正する場合に、一定の目的意識のもとに2つ以上の条例を改正する必要がある場合には、1つの一部改正条例の本則で、条立てにより2つ以上の条例を改正できるということになっておりますので、この規定に基づいて今回提案をさせていただきました。

また、このような形等でくりまして2つ以上の条例を改正をして議会に提出するものは今回が初めてではなく、これまでの議案の提出でも同じような案件が同じ形で提出をいたしました議案がございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） それにしても、少なくとも9年前にそういう指摘がされて、その後のこの種の条例の改正についてはきちんと3本ずつ提案されてきた経過があるわけです。そういうふうに変えてきたその意味。

うがった見方をすれば、平成21年なり22年の臨時会の議案の内容というのは、期末手当の引き下げという内容であったというふうに記憶しているのですが、今回は期末手当の引き上げです。そういう内容であるのかかわらず、議員の報酬なり費用弁償の条例のところにて全ておんぶにだっこと言ったらおかしいですけれども、言葉は悪いかもしれないですけれども、隠れみの的にとらえられても仕方ないと思うのです。一般の町民が、例えばこの付議事件の一覧表なり見た場合、会議録を見た場合、どこにも町長なり、副町長なり、教育長の給与の改正というのは出てこないわけです。中身を見ていけば、それは会議録の中に出てくると思います。やっぱりこういったところはきちんとオープンにしてやるべきだというふうに思うのですが、今後について、今回はもうこういう形で提案されてしまっていますし、あえて言えば、私は議会運営委員長です。今回議案の件数が少ないから、事前の議会運営委員会については行わなくてもいいだろうと、そういう議長からも話もございましたし、そういったことで進めてきているわけです。議会運営委員会開かれていれば、私はその時点で意見として申し上げたとは思いますが、今回そういった経過があるわけです。やはりこういった件についてはきちんと、少なくとも21年なり22年の段階でそういうふうに変えてきているわけですから、今後についてはそういうふうにしていただきたいと思うのですが、再度これに対して答弁をいただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

ただいま内海議員さんからいただきました意見を参考に検討してまいります。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1枚めくったところの、総務課長に説明をいただきましたが、第2条あたりの説明になるかと思っておりますけれども、1条、2条で説明されたのが、年間100分の15のプラスの改定をするというご説明をいただきました。それを100分の7.5ずつ6月、12月になるのですか、振り分けるようなご説明をいただいたかと思うのです。だとすると、第2条の「100分の220」を「100分の212.5」というこの100分の220というのを考えると、205という数字なのではないかなという気がしてしまうのですけれども、いかがですか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

そのとおりです。

〔間違えた〕と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久） いや。確かに計算をするとそうなりますが、来年以降6月、12月の期末手当に引き上げ分を振り分けるのは、改正前、今現在の6月分、12月分に振り分けて同額にするということになりますので。今回改正分の220に振り分けるのではなくて、現行の6月、12月分の支給率に引き上げ分を振り分ける。それで同率にするというものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何となくでしか、まだ理解し切れていないのですけれども。1枚めくると新旧対照表がありまして、下線が出ている数字で改定前が100分の205、次が100分の220、これで一遍にやると100分の15確かに上がるけれども、先ほどの説明だと、前のページに戻って全体で100分の15、この辺をとらえると、そのようなことなのですか。12月は100分の205という数字が改正前でうたわれていますけれども。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

2条の別表から、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。12月については205。

○1番（小杉修一議員） 現行。

○総務課長（川田稔久） はい、現行。この205に引き上げ分を割り振るものでございます。

○1番（小杉修一議員） そうすると、212.5。

○総務課長（川田稔久） 212.5です。

○1番（小杉修一議員） になります。

○総務課長（川田稔久） はい。それで、6月分が1.9ですから、これに割り振って1.975、合計で4.10月分になるということでございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのように説明いただいて、今の部分は改定後ですね、後を理解いたしました。今ここで説明で書かれている220という数字は、これはやはり205と書いてもらっていいのではないかという気がするわけでありませう。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 第1条で既に12月分の支給率につきましては2.20月分、100分の220に改めておりますので、条例の中では既に220ということになりますので、第2条についても220としております。

○1番（小杉修一議員） なるほど。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まず、風邪を引きまして、喉のぐあい悪くてトローチなどを中に入れておりますので、お聞き苦しいところあるかと思いますが、失礼させていただきます。

今回この議案は、要するに簡単に言ってしまうと、我々議員と、それからいわゆる特別職三役の、わずかではあります、給料、簡単に言いますと、もうちょっと言うとボーナスですか、その値上げの案だというふうに理解しているのですが、それはそれで大変ありがたい話でもあるのですが。

人事院勧告といいますと、大体が過去におきましては下げるほうが非常に多くて、都度都度反対することもほとんどなく通ってきたのですが、過去に一度だけ、たしか本会議ではなかったかと思うのですが、

事前のときに、議員の給与の値下げ案を示されたときに、議員の定数削減であるとか、その辺の中で給与の引き下げなども検討している中であつたものですから、一度本会議前の、たしか全協だつたと思うのですけれども、値下げ案を否決といいますか、受け入れないでそのままにしたことがあつたように記憶しております。給与改定、今回の場合、いわゆる上げるほうなのですが、先ほど内海議員が言つたとおり、議員のというのだけが前に出てきてしまつて、特別職三職の増額というのが表に出てこないというのが1つと、それから国における国家公務員等の給与に関して、この春ですか、もとに戻つた形でかなりの増額がされて、大変その辺が一般の国民に不評だつたように感じております。また、今回の解散においても一つのきっかけとなつたGDPの予想外の伸びの悪さ、要するに世間は不景気なわけですから。ところが、この本案の提案理由を見ますと、民間企業との格差は正というふうになっているのですが、人勤の場合、多少タイムラグが出ますので、多少のそのときとのずれがあるのは仕方がないにしても、こういったことでいわゆる議員また特別職の給与ないしボーナスを上げることが、果たして一般に受け入れるようなことなのかと。また、議会の議員の給与に関しては、事前に本会議に予定される前に議員間での話し合い等は持たれてもよかつたのではないかなというふうに感じておりますが、その点について何かうまい方法があるのか、また人事院の勧告には無条件で応じなければいけないのかというようなことに関して、町長に意見を伺いたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 人事院の勧告を受け入れるということが私は公平なものだと、こんなふうに認識をしております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。質疑ですからね。

○10番（林 豊議員） 一般的にはそのとおりだと思いますし、今回この議案について大きく反対をすることではないのですけれども、姿勢としてこういうことでいいのかなというふうにも感じるころがありますので、この辺については今後の。特に議員の給与の増減については、事前の議会サイドへの働きかけというか、議運があればその辺でもむことができるのかなとも思いますが、する必要がありますし、また特別職においては、特に町長においては、選挙等でみずからの給与をカットする等のいわゆる公約等もあるわけですから、それをしながら人事院勧告のほうには応じてというのは、何となく矛盾も感じるころがありますので、そのことについてご意見を伺っておきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 議会の議員の皆さん、そして我々特別職、給料については既に条例で定めておるといふようなことで、これについては勧告とは別なものであるといふふうに認識をしております。ですから、ボーナスの部分の今回引き上げということでもありますので、私は受け入れないと、いわゆる寄附行為だとか、いろいろな問題もまた絡んでくるやの感じもいたします。受け入れることがベターかなと、こんなふうに思っております。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。

そもそも論になってしまいますが、人事院勧告、要するに人事院から当町まで来るその勧告の流れ、これをひとつ教えていただきたいのと、もう一つは、当町にはどのような形で人事院勧告、資料というか、勧告書、ドキュメント、来ているのか、文言も含めて教えていただければと、そのように思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 7番、新井康夫議員さんの質問にお答えをいたします。

本年の人事院の勧告につきましては、人事院勧告総裁、それから県の人事委員会から勧告文が参ってきております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 勧告文の内容。申しわけないです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 勧告文の内容の抜粋ということになりますけれども、抜粋でよろしいでしょうか。

民間賃金の伸びや企業業績の回復を背景といたしました特別給の好調な支給状況を反映し、給料月額及び特別給ともに民間が公務を上回ったことから、給与水準の引き上げと特別給の支給率の引き上げが7年ぶりに勧告をされております。また、あわせて給与制度の総合的見直しについても勧告をされております。

民間企業との比較につきましては、月例給について、公務員と50人以上の民間事業所の従業員の4月時点の給与を比較した結果、公務員の給与が民間給与を1,090円、約0.27%下回っておりました。特別給、いわゆるボーナスにつきましても、近年1年の支給率を比較した結果、民間の支給率は4.12月と、公務員の3.95月分を0.17上回った結果により、今回の勧告がなされたものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 総合しますと、給与並びに特別給、これに関してはパーセンテージを当町に当てはめてアップという形にしたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 国、それから県の人事委員会から送られてきました給料表をもとに改正をしておりますので、そのようになろうかと思えます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第24号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。私は、この議案第24号に反対する討論を行います。

今の厳しい経済情勢のもとで民間給与との比較で、今総務課長がおっしゃいましたように、月例給1,090円、一時金で0.17カ月公務が下がるということですが、今消費税の増税や円安による物価高で実質賃金は、もう連続15カ月も民間でもマイナス賃金になっているのです。そんな中で民間給与との格差が是正のためということで、たとえ一時金にせよ引き上げということは、民間感情からいっても許されるものではないと私は考えまして、簡単ですが、この議案に反対します。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

6 番、新井達男議員。

〔6 番 新井達男議員登壇〕

○6 番（新井達男議員） 6 番、新井です。私は賛成討論をしたいと思います。

人事院勧告に基づきやっていることでありまして、私はあえて地方議会が反対する理由はないと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第5、議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

人事院は、本年4月の月例給についての官民比較の結果は平均1,090円、0.27%民間給与が公務を上回ることから、平成19年以来7年ぶりに月例給の引き上げを勧告し、通勤手当の改定と単身赴任手当についても引き上げを勧告しております。

また、特別給、いわゆるボーナスについても民間が公務を0.17月分上回っていることから、7年ぶりに0.15月分の引き上げを勧告しております。

このことから、皆野町一般職員の給与改定を、国及び県の人事院勧告に準じて実施するものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。新旧対照表を使って説明をさせていただきます。第10条第2項第2号の改正は、通勤手当の改正でございます。自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮するため、使用距離の区分に応じ、100円から3,500円までの幅で引き上げ改定を行うものでございます。

次に、2ページの第17条の7第2項第1号の改正は特別給、いわゆるボーナスについて。勧告どおり、100分の15、支給月で0.15月分引き上げるもので、この引き上げる分を本年12月に支給する勤勉手当に全て振り向ける改定でございます。このことから、本年12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職は現行100分の67.5を100分の15引き上げ100分の82.5、支給月数で0.825月分とするものです。

次の同項第2号の改定は、再任用職員について、現行100分の32.5を100分の5引き上げ100分の37.5、支給月数で0.375月分に改定するものでございます。

新旧対照表の11ページをお開きください。別表の改定です。別表の改定は、給料月額について、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げるため、1級にあっては最大2,000円、2級にあっては最大1,900円、3級にあっては最大1,700円、4級にあっては最大1,600円、5級にあっては最大1,500円、6級にあっては同じく最大1,500円増額となるよう別表を改めるものでございます。

以上説明をいたしました第1条の改正につきましては、附則第1条で公布の日から施行し、同条第2項において勤勉手当の改正規定を除き改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から適用するとし、附則第3条で既に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

新旧対照表の3ページにお戻りください。第10条の2第2項の改正は、単身赴任手当の改正でございます。異動に伴い単身赴任することになる職員に対して、経済的負担の実情等を考慮して支給している単身赴任手当について、基礎額を現行2万3,000円を7,000円引き上げ3万円とし、附則第6条で切りかえ日である平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、3万円を超えない範囲で規則で定める額とするものでございます。交通距離の増設に伴い、加算額を現行の4万5,000円を2万5,000円引き上げて7万円に改定するものです。

次の第10条の3の改正は、字句を改めるものでございます。

次の第17条の2第1項及び第2項の改正は、管理職員特別勤務手当について、字句の追加と、次のページに移りまして、第2項に週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給の規定を新設し、この規定の新設に伴い、次からの項を繰り下げるものでございます。

次の第3項は、管理職員特別勤務手当の額を定めるもので、第1号は、指定管理職員が臨時または緊急などの必要により週休日等に勤務した場合は、勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲とし、勤務に従事する時間を考慮して100分の150を乗じた額を支給するものです。

その下の第2号は、災害への対処や臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、その職員に勤務1回につき6,000円を超えない範囲を支給するものでございます。

次に、第17条の7第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正でございます。

第1条において一般職の勤勉手当の引き上げ分100分の15全てを本年12月に支給する勤勉手当に振り向け、支給率を100分の82.5、支給月数で0.825月分とするものです。来年平成27年以降の勤勉手当については、6月、12月の支給率が同率となるよう一般職は現行の100分の82.5を100分の75とし、期末勤勉手当6

月、12月合わせて支給率を100分の410、支給月数で4.10月分とするものでございます。

5ページに移ります。同項第2号の規定は、再任用職員の勤勉手当についても、一般職同様に6月、12月の支給率が同率となるよう100分の37.5を100分の35に改め、期末勤勉手当6月、12月合わせて支給率を100分の215、支給月数で2.15月分とするものです。

次の第17条の9の改正は、字句を改めるものでございます。

16ページをお開きください。別表の改定は、第1条で本年の改定を行った行政職給料表の水準を国に準じ引き下げるとのことでございます。3級以上の級の高位の号給は、50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げ、40代や50代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級では86から93号給、6級では78から85号給を増設するものでございます。各級における引き下げ幅につきましては、1級の全号給及び2級の初任給に係る号給は、引き下げはございません。3級は700円から8,700円、4級は5,200円から1万1,400円、5級は5,700円から1万3,800円、6級は6万3,000円から1万8,700円の幅で引き下げを行うものでございます。

今説明をいたしました規定は、附則第1条で平成27年4月1日から施行するものでございます。

改正条例の8ページにお戻りください。附則について説明をいたします。附則第1条は説明をいたしましたので、省略をいたします。

附則第2条及び附則第4条は、平成26年4月1日、平成27年4月1日の切りかえ日の前に、職務の級を異にして異動した職員等について、切りかえ日に級を異にする異動をしたとした場合、そのバランスをとるために必要と認める限度で調整を行うことができるものです。

12ページに移ります。附則第3条は説明をいたしましたので、省略をいたします。

附則第5条は、給料の切りかえに伴う経過措置を定めたものです。第1項は、給料表が平成27年4月1日に切りかわることにより、給料の月額が下がる場合は、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料とあわせて支給するとし、第2項、第3項は、給料の切りかえに伴う職員間の給料のつり合いをとる必要があると認められるときは、規定に準じて給料を支給するものです。

附則第6条は説明をいたしましたので、省略をいたします。

13ページに移ります。附則第7条は町規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定めるものでございます。

附則第8条は、町職員の育児休業給に関する条例中、本改正条例で改めた字句と同じ字句について改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大変複雑でわからないことが多いのですが、わかるところで新旧対照表の4ページ、改正後の17条の2号、前項に規定する場合のというこの部分なのですが、先ほどの課長の説明によると、いわゆる管理職の時間外手当の新設というふうに理解をしたのですが、それでよいわけでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

管理職員には超過勤務手当が支給をされませんが、災害等の対処のため、やむを得ず平日の夜間等に勤務する場合もございます。現行では、管理職が休日等、要するに休みの日に勤務した場合のみ管理職員の

特別勤務手当が支給されることになっておりますが、管理職員が災害その他の対処等の臨時または緊急の必要により休日以外、平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で管理職特別勤務手当を支給するというものでございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） その金額等に関してですが、次の3号との兼ね合いはどういう形なのか。

また、それから今話にも出たのですが、災害への対処というのは非常に具体的でよくわかるので、その他の臨時または緊急の必要というのは、例えば具体的に災害以外にはどのようなことが考えられるのかというのが具体例があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをします。

その他の例としますと、今のところ想定するものは持ち合わせておりません。

それと、その次の内容ですが、今現在は1回につき1万2,000円、これは国で決めた基準ですが、これを基準を超えない範囲で支給ができると。あとは、その勤務状況に応じて加算として100分の15を乗じた額を支給ができるというものでございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 3号については理解いたしました。

それから、今のいわゆるその他の臨時または緊急ということの内容なのですが、そうしますと、すぐある話ですけれども、選挙事務であるとか、それからそれぞれの課によってはいろんな団体の事務局等を行っているわけですが、それらの職務というのは、いわゆる臨時または緊急の必要には入らないと考えていいのかなというふうに判断いたします。もしそうでないならば、その辺ご意見を伺いたいたしますが。

要は、今の答弁からいきますと、災害への対処ということになりますと、いわゆる町民の生命、財産に非常に危険が迫っているというような事態というふうには理解したところなのですが、この辺それでよいか悪いかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

そのように考えます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 改正の新旧対照表1ページでよろしくお願いたします。通勤手当の新旧対照の具体的な数字が出ておりますけれども、まずこの通勤手当のことで略という部分において、通勤手当における使用距離という言葉で表現されておりますけれども、この略というあたりに使用距離という表現の説明はあるのでしょうか。使用距離というのは何となくは理解いたしますけれども、どんな感じでとらえればよろしいのでしょうかというところが1点。

それから、新旧対照表の数字を見ていきますと、5キロから10キロあたりですと102%、2%上積みされると。それぞれの距離によって上積みの割合が違っておまして、例えば下に行って30キロ以上35キロ未満というところあたりですと116%という上積みになっておりますけれども、この辺の割合が違う根拠みたいなのはあるのでしょうか。自分なんかは、一律例えば5%上がっていったのでいいような気がするのですが、その辺の根拠。あわせて、具体的な数字の根拠はどこから出てくるのかなとい

う気もいたしますので、お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

新旧対照表1ページ、第10条第2項ア、略となっておりますが、これについては条例を見ますと、自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員については2,000円を支給するというところでございますが、今回の改正では、この部分改正になっておりませんので、省略をさせていただきました。

それから、距離に応じて上げ幅が多くなるというご指摘でございますが、この通勤手当等を想定しておりますのは、やむを得ず車等により通勤をする者に対して通勤手当を支給するもので、距離が上がれば上がるほど燃料費等もかさみますので、そのかさむ分上げ幅が大きくなっているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） もとの金額掛ける同率で十分、距離が延びている人もそれに見合う増額が得られるはずなのですけれども。例えば100に10%掛ければ110、200の人に10%掛ければ220、それぞれ10と20、きちんとふえるはずなのですけれども、距離がある人はさらに上積みの掛け率を得られるという、その根拠をぜひ教えていただきたいわけでありませぬ。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

根拠ということでございますが、申しわけございませぬ、その根拠について明確な答えは持ち合わせておりませぬが、あくまで勧告に基づいた幅で引き上げをさせていただいたものでございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） だとしても、例えばイの片道5キロメートル以上10キロの人が4,100円が4,200円になるのには、諸般の経費がそれでも反映されていると思えばいいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

先ほど私、燃料費とお答えをいたしました。が、車を使用する場合には、燃料費だけでなく車の消耗等も考慮する必要がございますので、それらも含めた額で算出をされているのではないかとこのように考えております。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませぬか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 具体的には、平成27年4月1日以降の給料表の給与改定と申しますか、この件についてお聞きしたいと思うのですが。人勧のほうから給与制度の総合的見直しということで勧告されているということでもあります。平成27年度につきましては、民間賃金の低い12の県を基準にして平均2%の引き下げと、こういうふうに先ほど新井康夫議員の質問の中でも説明がされたかと思うのですが、具体的にまた50歳代の後半のベテランの職員については最大で4%の引き下げの内容ということであるようです。先ほど総務課長のほうから、この給料表の3級から6級まで引き下げ幅が説明されているかと思うのですが、これもう一度ゆっくり。何か私の聞き間違いか知らないのですが、6級については6万3,000円というような説明がされたかと思うのですが、その辺訂正も含めてもう一度お願いしたいということと、皆野町

の一般職員の平均した引き下げ額についてお聞きしたいと思いますし、またこんなことを質問してもあれですけれども、こういう時期に何でまた引き下げをするのか。安倍さんも今度の春闘等々については、それこそ企業のほうへ賃上げしてくれと頼み込んでアベノミクスが崩れないようにということをお願いしてきている経過がある中で、みずからのお膝元のところを引き下げるといわけですから、大変矛盾した中身ではないかなと思いますので、それらも含めまして引き下げの理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

先ほど説明をいたしました16ページの別表の下げ幅をもう一度申し上げます。3級につきましては、700円から8,700円、4級は5,200円から1万1,400円、5級につきましては5,700円から1万3,800円、6級につきましては、先ほど6万3,000円と申しましたら訂正をさせていただきます。6級につきましては6,300円から1万8,700円の幅で引き下げを行うものでございます。

平均した下げ幅ということでございますが、平均値を出したものはございませんので、それぞれの級の1号給、それから最高位の級の平成25年度現行の給料表と平成27年4月1日から施行されます別表の給料の差額についてご説明を申し上げます。

まず、1級につきましては、1号給でプラス2,000円、93号給で1,200円のプラスでございます。2級につきましては、1号給でプラス1,900円、125号給でマイナスの7,300円。3級で、1号給がプラスの1,000円、113号給でマイナスの8,700円。4級で、1号給がマイナスの3,600円、93号給がマイナスの1万1,400円。5級が、1号給でマイナスの4,200円、85号給でマイナスの1万3,800円。6級については、1号給でマイナスの4,800円、77号給でマイナスの1万8,700円という差額が出ております。

次に、なぜ引き下げなのかということでございますが、今回の人事院勧告につきましては、ことしの4月1日から施行されます第1条の改正でございますところの主に官民格差に基づく月給、それから特別給の改定、これはアップをするものでございまして、来年4月1日から施行されることとなります第2条の改定につきましては、主に給与制度の総合的見直しに基づく改正でございます。

この給与制度の総合的見直しの内容でございますが、公務員と官民の格差に基づく改正というのは行われてきてはいるのですが、一方では公務員の給与が高いとの指摘が依然としてあること、それから公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図る必要があること、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、高齢者層の給与を抑制するなどの給与カーブの見直しが必要であることなどから総合的に給与制度を見直しを行うもので、この制度の見直しにつきましては、平成27年の1月から必要な措置を講じ、平成30年の3月31日で完了することになっております。

本年の主な改正の内容でございますが、給与の水準を平均2%下げ、その上で50歳代後半層については、公務員が民間を4ポイント程度上回っていたことを踏まえ、50歳代後半層の職員が多く在職する高い号給の給料を最大で4%引き下げるもので、人材確保の影響を考慮いたしまして、1級は全号給、2級は初任給に係る号給については引き下げを行わないという勧告に基づいて給料表を調整したものでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 人事院勧告に基づく形での説明がされたと思うのですが、それこそ国家公務員に対する人事院の勧告でありますので。ご存じのように2012年と13年については、東日本の復興に充当するという形で、国家公務員については7.8%、2年間削減がされてきたという経過があるかと思えます。当

町については、それに関連する形では、ラスパイレス指数の関係で給料のカットはなかったわけですが、その年間の削減が1年間で2,900億円と言われておりました。2年間で5,800億円。他方ことしの4月から復興特別法人税、これについては1年前倒しで廃止されたと。この1年間の減税が約8,000億円と。こういった不合理なことが行われているのです。働く人たちには賃金カットをして、企業には優遇していると。そういったことは状況としてはあるということ。少なくとも民間給与に準拠してこの間も行われてきているということなのですが、2013年の民間企業の実態調査、これは確かに年間収入では、2012年に比べて若干ふえているということなのですが、ピーク時の1997年に比べてまだ54万円も年間収入で落ち込んでいると、こういう民間の給与実態があるわけです。今回もまして2%引き下げの基準になるのが、民間企業の低い12の県を基準にしているということがもう言われていますし、またことし9月の厚労省が発表しております毎月の勤労統計調査、これは従業員5人以上のところのようですが、ここの物価上昇分を除いた実質賃金は、前年同月、去年の9月と比較して3%のマイナスだと。なおかつ、先ほど常山議員からも言われましたが、ここ15カ月、15カ月ということは、安倍内閣になってからですね、連続して実質賃金はマイナスだという統計調査も出ているわけです。

質問になろうかどうかわからないのですが、いずれにしてもこうした状況の中で来年4月から職員の給与、大幅な引き下げになろうかと思えます。そうした勧告が、先ほども言ったのですが、安倍内閣のアベノミクスによって雇用が拡大したり賃金が上昇しますということがいかにうそだ、みずから証明していることではないかなと私は思います。東日本大震災の復興に準拠する国家公務員で7.8%の削減にしてもそう、また来年からの2%の賃金の引き下げ、まさに矛盾している内容ではないかなと私は思いますし、このことは結果として皆野町の職員の給与にも影響が出るということ、今明らかになってきているわけなのですが、結果として地方の経済、これをますます冷え込みさせる、そういうことにつながるのではないかなというふうに思います。答弁は要らないです。そういうことを申し添えておきたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第25号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。反対討論を行います。

実は、私は今回この議案第25号の態度について、大変悩みました。先ほども出ているように一括上程とされていて、1条と2条に関する提案があったので、一括で上程されているということで、大変悩みました。議案第25号の11ページ、平成26年4月1日適用では若い層で2,000円、高齢層のほうで1,500円の給与の引き上げ、本当にわずかですが給与の引き上げがあります。また、地域手当の改善、引き上げなども行われて、本当にそれについては私は賛成できるのですが、しかし先ほどから出ているように、給与制度の総合的見直しの勧告が行われて、先ほど総務課長からも言われましたように、6級では6,300円から1万8,700円の給与の引き下げが行われるということです。本当にこれでは景気も悪くなるし、やはり若い人には手厚くということで引き下げがないようですが、高齢層を中心に平均で2.5%、最大で4.4%の引き上

げが行われるものです。この27年4月からの給与制度の見直しというのは、生涯賃金の大幅な引き下げにもつながるのです。そうでなくても当町の職員の給与というのは、ラスパイレス指数でも本当に低いということが言われています。本当に働く意欲の向上につながる職員の給与の改善を私は求めたいと思いますし、そういうことで来年4月からの給与引き下げがあるこの議案に反対します。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、賛成討論を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林です。この議案に対して賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今の常山議員同様に、この議案に関してはいろいろな意味で、前議案同様に、ある意味では相反するような内容が1つの中に含まれているところがあって大変悩むところではありますが、極端なことを言ってしまうと、きょうの収入のほうがあすの支出よりもというような見地に立ってといたしますか、苦渋をのんでといたしますか、この議案に対して賛成をしていきたいと思います。

職員に関しては一般民間と同様に少しでも多くの賃金が必要であるし、生活また地域経済を活性化するためにも絶対的には必要なものではあります。一方でやはり民間との格差とは言いませんが、多少の差を国全体を見たときの人事院勧告といたしますか、人事院の考え方に沿うことも必要なのかなという部分があるというふうに判断せざるを得ないという部分が本当に苦渋の部分になるかと思えます。今後の経済の好転に期待をするという意味を含めまして、今回のこの議案に関しては賛成をしたいと思いますが、なおであればこそさきの議案が非常に疑問だなと思うという意見を添えて賛成をしていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田 実議員） 起立多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、議案第26号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 平成26年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,588万1,000円とするものです。

歳入では、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金の追加、財政調整基金からの繰入金を増を計上いたしました。

歳出では、衆議院議員総選挙の執行経費の追加、給与改定に伴う人件費を増を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成26年度皆野町一般会計補正予算第3号について、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金573万1,000円の増は、来る12月14日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金の追加によるものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金648万5,000円の追加は、今回の補正の財源として繰り入れるものでございます。

次の4ページから歳出でございます。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙執行経費として594万9,000円を追加したほか、給与改定等に伴う人件費の補正として626万7,000円を増額計上いたしました。

12ページから15ページまでが給与費明細でございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計補正予算第3号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第7、議案第27号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第27号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、先ほど議決をいただいた一般職の給与改定による補正でございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉） 議案第27号 平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開きください。歳出のみの補正でございます。款1総務費、目1一般管理費5万4,000円の増額は、先ほど議決をいただきました一般職の給与改定による補正でございます。

その下、これに伴います調整を予備費で行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第8、議案第28号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第28号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、先ほど議決をいただいた一般職の給与改定による補正でございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第28号 平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。歳出のみの補正でございますが、款1総務費、目1一般管理費19万1,000円の増額は、先ほど議決をいただきました給与改定による補正でございます。

その下、これに伴う調整を予備費で行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第2回皆野町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 新 井 康 夫

署 名 議 員 大 野 喜 明